

## 第10章 書面手続のデジタル化（申請） のための改正

### 1. 改正の必要性

#### (1) 従来 of 制度

産業財産権に関する手続のペーパーレス計画を実施するため、書面手続を原則とする特許法等に対する「特例」として、特例法を平成2年に制定し、オンラインで特許等の手続を行えるようにした。そして、オンラインで可能な具体的手続（以下「特定手続」という。）は経済産業省令（特例法施行規則）において規定することとしている（特例法第3条）。

この特定手続は、特許庁のペーパーレス計画の進捗に応じて順次拡大してきており、現在は、申請件数ベースでは年間約275万件が電子的に申請されている一方で、オンライン申請できない手続（書面でのみ手続が可能な申請）が年間約20万件存在するところである。

#### (2) 改正の必要性

政府全体の動きに合わせ、特許手続においても、証明書等への押印義務の廃止を行い、デジタル化が行える書類が増加した。これを受けて、特許庁では、「特許庁における手続のデジタル化推進計画」を公表し（令和3年3月31日）、令和6年3月までに原則として全ての申請手続をオンラインで行えるよう、システム面等を含めた検討を進めてきた。

従来、特許庁システムでは、申請について迅速に事務手続を行う観点から、申請手続書面の電子的な方式について、高度なデータ処理を行いやすいXML形式を採用しているが、全ての申請手続のオンライン化をXML形式で実現するためには、特許庁システム上及び特許特別会計の財政上の制約があり、これまで電子的な方式で申請ができなかった書類については

PDF形式にて受け付けることとした。

この迅速な事務手続等の観点からは、特例法第8条の規定により、特許庁長官は同条に定める指定特定手続等が書面により提出されたときは、省令で定めるところにより（XML形式への変換）、特許庁のファイルへ記録（電子化）しなければならないとされている。この点、申請を上記のPDF形式にて受け付ける場合も同様に、迅速な事務手続等の観点から省令で定める方法で電子化を行う必要があるが、特例法第8条は当該電子化の対象を「書面の提出により行われたとき」と規定しているため、PDF形式で提出された場合には電子化をすることができない。

また、特許無効審判等において特許庁に送付する請求書等もPDF形式でオンライン提出が可能となるが、特許法第134条の規定による被請求人に対する無効審判請求書等の副本の送達に関しては、特許庁のシステム上、オンラインでの送達を行うことができない。そのため、当該PDFをプリントアウトした書類によって送達する（特例法第10条）こととなり、副本について電子化された形式で送達してほしいとのユーザーニーズに対応することができない。

## 2. 改正の概要

### (1) 申請書類の電子化に関する措置事項

特例法第8条第1項は、手続が「書面の提出により行われた」ときは、「当該書面に記載された事項」をファイルに記録しなければならないと規定しているため、手続がPDF形式で行われた場合も書面と同様に対応できるよう、同項を改正するとともに、第2項から第4項においても同旨の改正を行うこととした。

### (2) 副本の送達に関する措置事項

無効審判の請求書や答弁書等、特許等関係法令の規定により副本の送達

等が必要な書類について、電磁的方法により提供することも可能とすることとした。

### 3. 改正条文の解説

#### ◆特例法第8条

（書面に記載された事項のファイルへの記録等）

**第八条** 特許庁長官は、指定特定手続その他経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する手続であって経済産業省令で定めるもの（以下「指定特定手続等」という。）が書面又は電子情報処理組織を使用する方法であって経済産業省令で定めるものにより提供された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第二十四条において同じ。）により行われたときは、指定特定手続にあつては前条第一項の磁気ディスクに記録された事項を、それ以外の指定特定手続等にあつては当該書面に記載され、又は当該電磁的記録に記録された事項を、経済産業省令で定めるところにより、それぞれファイルに記録しなければならない。

2 書面又は電磁的記録により行われた指定特定手続等について前項の規定によりファイルに記録された事項は、当該書面に記載され、又は当該電磁的記録に記録された事項と同一であると推定する。

3 特許庁長官は、前項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載され、又は同項の電磁的記録に記録された事項と同一でないことを知ったときは、直ちに当該ファイルに記録された事項を訂正しなければならない。

4 何人も、第二項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載

され、又は同項の電磁的記録に記録された事項と同一でないことを知ったときは、特許庁長官に対し、その旨を申し出ることができる。

## 5 (略)

特例法第8条第1項は、手続が「書面の提出により行われた」ときは、「当該書面に記載された事項」をファイルに記録しなければならないと規定しているため、手続がPDF形式で行われた場合も書面と同様に対応できるよう、「電子情報処理組織を使用する方法であって経済産業省令で定めるものにより提供された電磁的記録」により行われたときは「当該電磁的記録に記録された事項」をファイルに記録しなければならないとするよう、同項を改正するとともに、第2項から第4項においても同旨の改正を行うこととした。

## ◆特例法第10条

(ファイルに記録されている事項を記載した書類の送達等)

### 第十条 (略)

2 特許庁長官又は審判長は、手続に係る書面の副本の送達等に代えて、当該手続をする者の承諾を得て、当該書面の副本に記載すべき事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法であって、経済産業省令で定めるものをいう。第二十四条第二項第四号において同じ。）により提供することができる。この場合において、特許庁長官又は審判長は、当該書面の副本の送達等を行ったものとみなす。

無効審判の請求書や答弁書等、特許等関係法令の規定により副本の送達等が必要な書類について、電磁的方法により提供することも可能とすることとした。

具体的には、特許庁長官又は審判長は、手続に係る書面の副本の送達等に代えて、当該送達の手続を受ける者の承諾を得て、当該書面の副本に記載すべき事項を電磁的方法により提供することを可能とし、この場合において、特許庁長官又は審判長は、当該書面の副本の送達等を行ったものとみなすこととした。

#### 4. 施行期日及び経過措置

##### (1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日（令和6年1月1日）から施行することとした（改正法附則第1条第2号）。

##### (2) 経過措置

経過措置は定めていない。

